

# 初期臨床研修医が単独で行うことができる診療行為の基準

臨床研修管理委員会

独立行政法人国立病院機構渋川医療センターにおける診療行為のうち、初期臨床研修医（以下「研修医」という。）が指導医・上級医の同席なしに単独で行うことができる診療行為の基準を示す。

ただし、指導医・上級医同席のもと直接指導を受けながら行う場合並びに緊急時はこの限りでない。

実際の運用にあたっては、研修医個々の技量はもとより各患者事情により無理をせずに上級医・指導医に任せる必要がある。

なお、研修医はすべての診療行為において指導医・上級医の指導または許可のもとで行うことが前提である。

## 1. 診察

＜研修医が単独で行うことができる＞

- A. 問診、視診、打診、触診
- B. 簡単な器具（聴診器、打鍵器、血圧計等）を用いる全身の診察
- C. 直腸診
- D. 耳鏡、鼻鏡、検眼鏡による診察

＜研修医が単独で行ってはならない＞

- A. 内診

## 2. 検査

### 1) 生理学的検査

＜研修医が単独で行うことができる＞

- A. 心電図
- B. 聴力、平衡、味覚、臭覚
- C. 視野、視力

＜研修医が単独で行ってはならない＞

- A. 筋電図、神経伝導速度

### 2) 内視鏡検査等

＜研修医が単独で行うことができる＞

- A. なし

＜研修医が単独で行ってはならない＞

- A. 直腸鏡
- B. 肛門鏡
- C. 食道鏡
- D. 胃内視鏡
- E. 大腸内視鏡
- F. 気管支鏡
- G. 膀胱鏡

3) 画像検査

<研修医が単独で行うことができる>

- A. 超音波

内容によっては誤診につながる恐れがあるため、検査結果の解釈・判断は指導医と協議する必要がある。

<研修医が単独で行ってはならない>

- A. 単純X線撮影
- B. CT
- C. MRI
- D. 血管造影
- E. 核医学検査
- F. 消化管造影
- G. 気管支造影
- H. 脊髄造影

4) 血管穿刺と採血

<研修医が単独で行うことができる>

- A. 末梢静脈穿刺（大腿を含む）と静脈ライン留置

血管穿刺の際に神経損傷した事例もあるで、確実に血管を穿刺する必要がある。

なお、困難な場合は無理をせず上級医・指導医に任せること。

- B. 動脈穿刺

動脈ラインの留置は単独で行ってならない。

<研修医が単独で行ってはならない>

- A. 中心静脈穿刺
- B. 動脈ライン留置
- C. 小児の採血  
(指導医の許可を得た場合並びに年長者はこの限りでない)
- D. 小児の動脈穿刺  
(指導医の許可を得た場合並びに年長者はこの限りでない)

5) 穿刺

**<研修医が単独で行うことができる>**

- A. 皮下の囊胞
- B. 皮下の膿瘍

**<研修医が単独で行ってはならない>**

- A. 深部の囊胞
- B. 深部の膿瘍
- C. 胸腔
- D. 腹腔
- E. 膀胱
- F. 硬膜外穿刺
- G. 腰部くも膜下穿刺
- H. 針生検
- I. 骨髓穿刺

**3. 治療**

**1) 処置**

**<研修医が単独で行うことができる>**

- A. 皮膚消毒、包帯交換
- B. 創傷処置
- C. 外用薬貼付・塗布
- D. ネブライザー
- E. 気道内吸引
- F. 導尿
- G. 浣腸
- H. 胃管挿入
- I. 気管カニューレ交換

技量に不安がある場合は上級医の同席が必要である。

**<研修医が単独で行ってはならない>**

- A. ギプス巻き
- B. ギプスカット
- C. 気管内挿管
- D. 歯科処置

**2) 注射**

**<研修医が単独で行うことができる>**

- A. 皮内
- B. 皮下

- C. 筋肉
- D. 末梢静脈（大腿を含む）

＜研修医が単独で行ってはならない＞

- A. 中心静脈（穿刺を伴う場合）
- B. 動脈（穿刺を伴う場合）

3) 麻酔

＜研修医が単独で行うことができる＞

- A. 局所麻酔
- （但し、初回時は必ず指導医の指導のもとで行うこと。）

＜研修医が単独で行ってはならない＞

- A. 局所ブロック
- B. 脊髄麻酔
- C. 硬膜外麻酔（穿刺を伴う場合）

4) 外科的処置

＜研修医が単独で行うことができる＞

- A. 抜糸
- B. ドレーン抜去（時期、方法については指導医と協議する。）
- C. 皮下の止血
- D. 皮下の膿瘍切開・排膿
- E. 皮膚の縫合

＜研修医が単独で行ってはならない＞

- A. 深部の止血（応急処置を行うのは差し支えない。）
- B. 深部の膿瘍切開・排膿
- C. 深部の縫合

5) 処方

＜研修医が単独で行うことができる＞

- A. 一般の内服薬  
指導医の承認もとで発行する。
- B. 一般の注射薬  
指導医の承認もとで発行する。
- C. 理学療法  
処方内容を指導医と協議する。

＜研修医が単独で行ってはならない＞

- A. 抗癌剤、抗糖尿病治療薬、循環作動薬（抗不整脈薬、強心剤等を含む）、麻薬、向精神薬（睡眠薬、抗てんかん薬を含む）、造影剤、免疫抑制剤、抗生物質、ステロイド薬等の処方

指導医の承認を得たうえでの処方は差し支えない。

#### 4. その他

##### <研修医が単独で行うことができる>

- A. インスリン自己注射指導

インスリンの種類、投与量、投与時刻はあらかじめ指導医のチェックを受ける

- B. 血糖値自己測定指導

##### <研修医が単独で行ってはならない>

- A. 診断書・証明書の発行 診療情報提供書の記載

(作成後に指導医の確認・承認が必要)

- B. 病状説明

正式な場での病状説明を単独に行ってはならないが、ベッドサイド等での病状に対する簡単な説明や質問に答えることは差し支えない。

#### 5. 改正履歴

##### 1) 制定

平成28年3月26日

##### 2) 一部改正

令和7年12月12日